

## 用語の解説

### 1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

#### 事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

#### 派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

### 2 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらをまとめて一つの企業等という。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

#### ◎「会社企業」

経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

### 3 経営組織

#### 「国、地方公共団体」

国、都道府県、市町村及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

#### 「民営」

国及び地方公共団体以外をいう。

#### ◎「個人経営」

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人に含まれる。

#### ◎「法人」

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

#### ○「会社」

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

#### ○「会社以外の法人」

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格をもつもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

◎「法人でない団体」

団体ではあるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たない）などが含まれる。

#### 4 本所・支所の別

◎「単独事業所」

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

◎「本所（本社・本店）」

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

◎「支所（支社・支店）」

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

#### 5 産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成19年11月16日総務省告示第618号・第12回改定）に基づき分類した。

なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類に含めて表章している。

#### 6 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

◎「個人業主」

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

◎「無給の家族従業者」

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

◎「有給役員」

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

◎「常用雇用者」

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

- ◎「正社員・正職員」  
常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。
- ◎「正社員・正職員以外」  
常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。
- ◎「臨時雇用者」  
1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- ◎「派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）」  
いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ◎別経営の事業所からの派遣従業者  
いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

## 利用上の注意

### 1 利用上の注意

- ◎ 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、平成18年事業所・企業統計調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計しました。
- ◎ 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」で表しています。
- ◎ 産業分類項目名のうち「\*」が付されたものは、項目名を短縮して表記しています。
- ◎ 一部の分類事項については総数に不詳を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- ◎ 構成比・比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、全産業の計が100%とならない場合があります。
- ◎ 「1km<sup>2</sup>当たり」の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院「平成20年全国都道府県市区町村別面積調」によります。

### 2 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

平成21年経済センサス基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に新しく創設された調査です。

事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数が全ての増加・減少を示すものではありません。

- ◎ 商業・法人登記等の行政記録の活用
- ◎ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が統括する支所等の分も一括して報告する「本社一括調査」の導入等

よって、統計表の時系列比較を行っておりませんのでご注意ください。